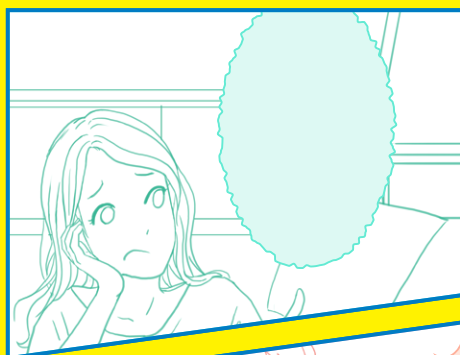


改訂版

知っておこう！ これだけは

消費生活に必要な知識や
ルールを身につけて、
自立した消費者になろう！



INDEX

01 契約編 1-15P

- ダマサレ度チェック
- 「消費者」って誰のこと？
- 「契約」ってなに？
- 18歳から成年！！
- こんな商法に気をつけて！
- 消費者の強い味方 クーリング・オフ

02 インターネットトラブル編 16-22P

- ネットトラブル巻き込まれやすさチェック
- インターネットに落とし穴！？
- ソーシャルメディアを使うときのルール

03 金融編 23-28P

- 知っておこう！「クレジット」
- 多重債務に陥らないために

04 まとめ 29-32P

- 消費者としてできること
- ファイナルチェック！！

05 消費生活センター 33-36P

- 宮城県内の消費生活に関する相談状況
- 若者からこんな相談が寄せられています

CHECK!



あなたの

ダメサレ度

あなたはどんな悪質商法にねらわれやすいか、診断してみよう!

START YES▶ NO▶

人に頼まれると、
断れない
性格である。なんでも
相談できる
友人がいる。休みの日などは
家にいることが
多い。新聞の三面記事は
よく読むほう
である。一人でいると、
よく孤独な思いを
することがある。携帯電話や
スマートフォンの
支払いは、全額親に
してもらっている。初対面の人でも、
すぐに仲良く
なれるほうである。人前に出ると
見栄を張る
ことがある。物事を決める時、
人の意見に左右
されやすい。特に目的もなく、
街をブラブラする
のが好きだ。ひよっとしたら
「うまい話」が
あるかもしれない
と思っている。

A TYPE

のあなたがねらわれやすい悪質商法は

アポイントメント
セールス

▶P8



B TYPE

のあなたがねらわれやすい悪質商法は

キャッチセールス

▶P9



C TYPE

のあなたがねらわれやすい悪質商法は

マルチ商法

▶P10



D TYPE

のあなたは悪質商法に
あいにくいでしょう。でも、
安心せずにこの本を読ん
でもっと賢くなりましょう。

「消費者」って誰のこと？

私たちは普段の生活の中で、コンビニでジュースを買ったり、電車やバスに乗ったり、携帯やスマートフォンを使ったりと、生活に必要な商品やサービスを消費して生活しています。このように、商品やサービスを購入し、消費する人のことを「消費者」といいます。

つまり**私たちは全員消費者**なのです！

消費者主権とは？



みなさんは欲しいものを買う時どのように商品を選びますか？より性能がいいもの、より価格が安いもの、お気に入りのブランドやメーカー、国産品や輸入品など、買う時の決め手はそれぞれあると思います。

一方、企業側は、お客さんがより買ってくれるものを開発・生産するために、消費者の消費行動に注目しています。私たちの何気ない買い物が、経済の動きに影響を与えているのです。

つまり、私たち消費者には生産者の生産の在り方を最終的に決定する力があります。これを**消費者主権**といいます。

目指せ！消費者市民社会 関連▶P31

「消費者市民社会」とは、消費者自らの行動が、周りの人や将来生まれる人、社会・経済・環境に影響を与えているということ意識して、よりよい社会になるよう積極的に参加する社会のことです。

現代の消費社会

- 大量生産・大量消費・大量廃棄
 - 氾濫する生活情報
 - 消費のあり方
- ▶複雑化・多様化 便利で快適な生活の追求

その結果…

- 死蔵品・不用品の増加
- 大量廃棄とゴミの増加
- 資源の無駄遣い
- 地球規模での環境問題・経済問題
- 様々な消費者トラブルの発生

私たち消費者にできること

消費行動の見直し！ ▶本当に必要？今の生活を見直そう！

情報リテラシーを高める！ ▶正しい情報を見極め、自分で取捨選択しよう！

自分のことだけでなく、社会に与える影響を考えて消費行動をとり、積極的に社会に働きかけのできる消費者を目指しましょう！！



契約ってなに？

— 契約は法律上の約束 —

契約とは、法律上の約束のことで、販売側の「売る」という意思と、客側の「買う」という意思が合致して合意することで成立します。契約が成立すると、当事者間に法律的な義務と権利が生じます。

— 口頭でも契約は成立 —

契約の成立に契約書の作成は必ずしも必要なわけではありません。ただし、高額な契約や複雑な契約は後のトラブルを防ぐため、契約書を作成することが一般的です。

※法律により契約書の作成が義務付けられている契約もあります。

商品を
引き渡す
義務

商品を
受け取る
権利

代金を
受け取る
権利

代金を
支払う
義務



事業者

消費者

契約書にサインをすると、内容を全て受け入れたことになるので、よく読んで理解してからサインすることが大切です！

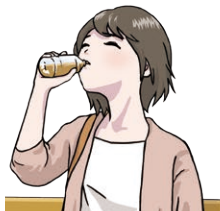
きのう1日を振り返ってみよう



電車に乗った



スマホで
オンラインゲームに
課金した



ジュースを買った



音楽を
ダウンロードした

これらは全て契約です！

私たちは毎日の生活の中で知らないうちに多くの契約を結んでいます。

契約は守らなくてははいけません

いったん契約が成立すると、原則どちらか一方の都合で勝手に契約内容を変更したり、解消したりすることはできません。



返品するから
お金返して

できません…

どうして～
まだ使ってないのに…

契約は一方的にやめることはできません！お店も返品に応じる義務はありません。



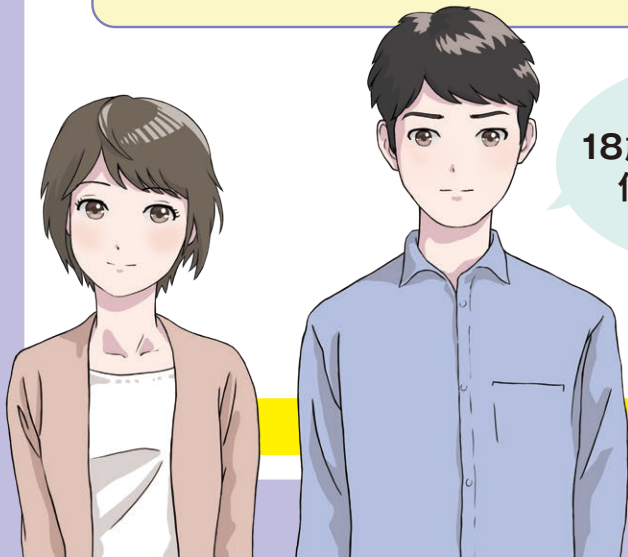
2022年4月 から **18** 歳 成年年齢が **18** 歳 になりました!!

18歳から大人に!?

2018年(平成30年)6月に、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることなどを内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立しました。成年年齢の見直しは、約140年ぶりです。

なぜ成年年齢を20歳から18歳に引き下げたの?

18歳や19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを目的としています。また、すでに憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳に引き下げられています。



18歳から大人になると
何が変わるの??

次のページへ

18歳から**成年!!**

変わること、変わらないこと

大人になると何が変わる？

成年に達すると、未成年のときと何が変わるのでしょうか。


民法が定めている成年年齢には、「**一人で有効な契約をすることができる年齢**」という意味と、「**父母の親権に服さなくなる年齢**」という意味があります。つまり、成年年齢に達すると、**親の同意を得なくても**、自分の意思で様々な**契約ができるようになる**ということです。

未成年者

- ・ 契約は親の同意を得てから
- ・ 未成年者取消権を行使できる

成年

- ・ 親の同意なしで契約できる
- ・ 未成年取消権を行使できない

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
OK! <ul style="list-style-type: none">○ 親の同意がなくても契約できる<ul style="list-style-type: none">・ 携帯電話の契約・ ローンを組む・ クレジットカードをつくる・ 一人暮らしの部屋を借りる など○ 10年有効のパスポートを取得する○ 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る○ 2人の合意のみで結婚できる	NG! <ul style="list-style-type: none">× 飲酒をする × 喫煙をする × 公営競技(競馬・競輪・競艇・オートレース等)の投票権(馬券等)を買う × 国民年金の保険料を納付する × 養子を迎える 

⚠ 契約するときには注意することは？

未成年者取消ができなくなります

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、原則として**契約を取り消す**ことができます。

(未成年者取消権)

成年になると…

親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、**未成年者取消権が行使できなくなります。**



取消権がないと…

契約に関する知識がないまま、安易に契約を交わすと**トラブルに巻き込まれる**可能性があります。**未成年者取消権の保護がなくなったばかりの新成人を狙いうちにする悪質な業者もいます。**



まとめ

- 2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。
→ **18歳から大人の仲間入り！**
- 成人すると、親の同意なしで契約できるが、未成年者取消ができなくなる。
→ **契約を結ぶかどうかを決めるのも自分！**
その契約に対して責任を持つのも自分！
- 社会経験が乏しく、保護がなくなったばかりの**新成人を狙う悪質な業者もいる。**
- **契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、よく考える力を身につけることが大事！！**





正しい知識を身につけて かしこい消費者になろう!

成人すると社会から「大人」とみなされます。親の承諾なしに、自分の意思で携帯電話の契約やクレジットカード契約などができるようになり、**主体的に社会と関わりを持てるようになります。**

「できることが増える」ということは、それだけ**責任が重くなる**ということ。自分の消費行動が、社会・経済・環境に影響を与えることを自覚し、自立した消費者になるために学び続けることが大切です。

SDGs と消費生活 (持続可能な開発目標)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (持続可能な開発目標) の12番目は 「つくる責任 つかう責任」

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略で「持続可能な開発目標」という意味です。2015年9月の国連総会で決められた17の目標のなかにも、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的な社会などと併せて、「持続可能な生産・消費形態の確保」が掲げられています。

